

5. 見守り・支え合いの促進

■現状と課題

- 今後、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景として、地域で見守りや支援を必要とする人がますます増加していくと予測されます。
- 市民アンケートにおいて、災害時の手助けや日常生活での見守り・声かけを求める人が多くなっています。また、福祉活動者に対するアンケートでは、今後独居高齢者・高齢夫婦世帯に対する孤立防止をはじめ、災害時や日常生活における見守り活動、支えあいの意識づくりを重要と考える人が多くなっています。
- 近年、地震や台風などによる大規模な災害が全国各地で多発しています。平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災も含め、大規模災害時に地域における助け合いにより多くの人が助かっており、普段からの見守り、支え合い、助け合いの関係を築いておくことが緊急時における迅速な対応につながるものと考えられます。
- 地域で支援が必要な人を把握し、必要な支援につなげていくためにも、地域住民をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア活動者等、地域での住民主体の見守り活動の充実を図る必要があります。
- また、近所づきあいの中でちょっとした手助けへのニーズが高くなっています。福祉教育の充実や居場所づくり、誰もが活躍できる機会づくり等の取り組みと連携を図り、住民主体の支え合い活動を促進していく必要があります。

■主な取組

主な取組	内容
自治会、民生委員・児童委員、ボランティア活動者等の組織の充実	○自治会加入の促進、民生委員・児童委員における研修内容の充実等、地域福祉活動に関わる団体の組織づくり・活動内容についての支援を行います。
見守り活動・ささえあい活動への支援の充実	○自治会単位の見守り活動の体制づくりを促進するための支援や、事業者への協力依頼を行います。
	○住民、事業所の地域の見守り活動・ささえあい活動を支援するため、講演会等を通じた研修の機会や協働対応等を意識した顔合わせの場を設定します。
生活支援体制整備事業の推進	○「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。
災害時要援護者支援の体制整備	○災害時要援護者が発災時に適切な対応をとることと、適切な支援を受けることができるよう、普及啓発活動を行うとともに、地域住民が進めている災害時要援護者支援の活動への支援を行いながら、地域と連携した行政側の発災時対応フロー等の体制整備を進めます。
地域の防災・防犯体制づくり	○地域における防災、防犯活動の体制整備を進めるために、啓発活動や出前講座等の支援を行います。

6. 総合相談支援体制の構築・強化

■現状と課題

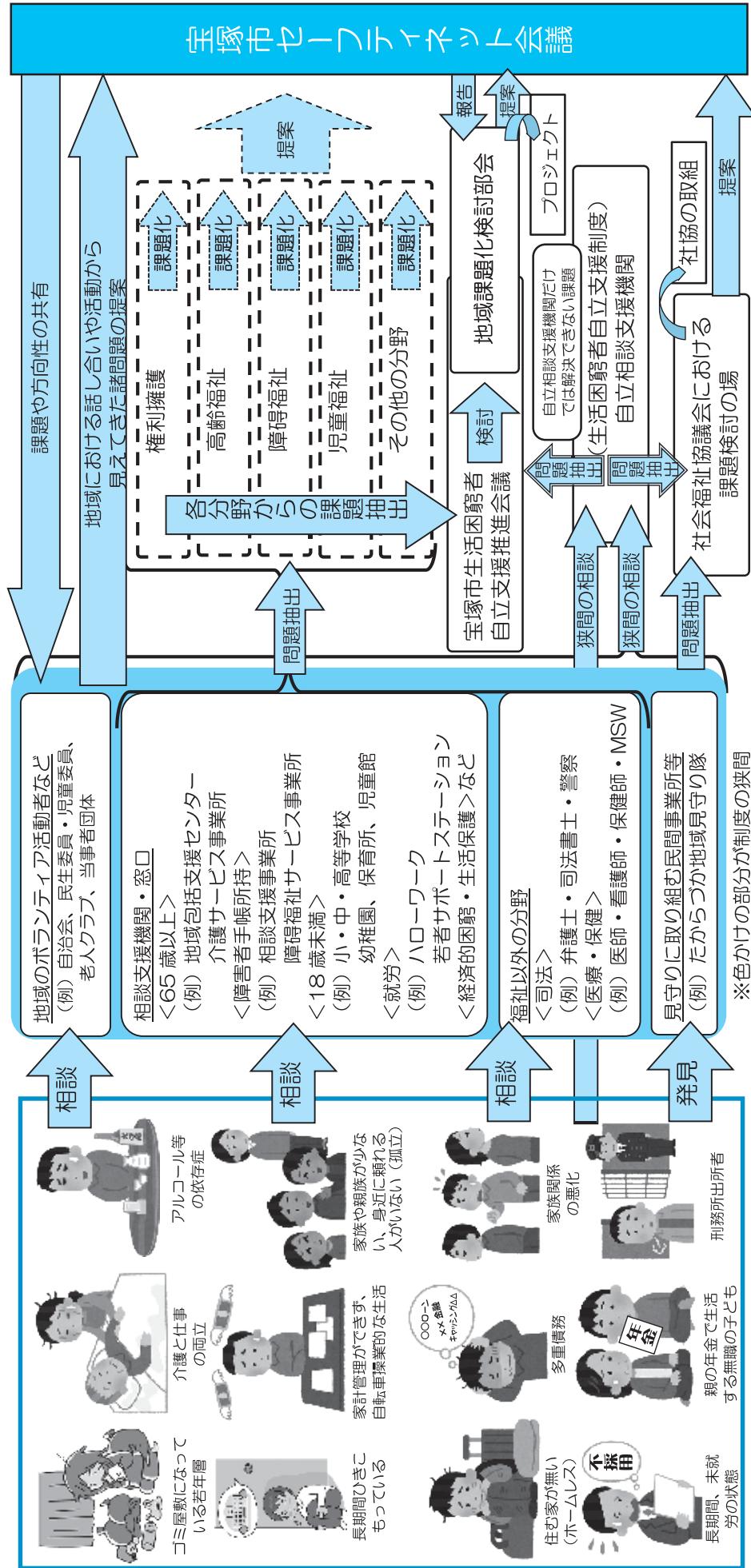
- 市民が抱える不安や悩み、問題は多種多様であり、複合的に問題を抱えているケースもあります。住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な問題に対して適切かつ的確に相談に応じることができ、適切に必要な支援に結び付けることが重要です。
- 本市では、市の窓口をはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センターなど、様々な相談窓口を設置し、また、地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員による地域相談が展開されています。
- アンケートや改訂ワーキング会議などでは、各相談窓口に対する認知度が高いとは言えない状況にあり、気軽に相談できる場所や問題の多様化・複雑化から各相談窓口の横の連携が必要であることなどの意見がありました。
- 地域では、複合的な課題、制度の狭間の問題など、様々な生活課題があり、各相談機能の連携による支援体制の構築が必要です。
本市では、制度の狭間を埋めるためのネットワークづくりが進んでいるものの、各専門機関のマンパワーの問題や全体を調整する役割・機能、連携体制が十分とは言えない状況にあります。
- 分野間の連携をマネジメントする機能・仕組みづくりを進めるとともに、セーフティネット会議を基盤とした本市における総合相談支援体制の構築・強化を図る必要があります。このセーフティネット会議が機能するためには①府内連携による課題共有、②行政と住民・専門職との協働、③専門職間の多分野・多機関協働の3つの取組がなされることにより、制度の狭間にに対する開発的な取組が求められます。また、そのための行政職、専門職向けの研修等が必要となります。

■主な取組

主な取組	内容
各種相談窓口等の充実と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活を送る上での様々な課題へ対応するため、専門知識を有する職員を各種窓口（居場所を含む）に配置し、研修等による職員の資質向上を進めます。 ○地域における身近な相談窓口として、民生児童委員の役割を広く周知するとともに、活動を支援します。
セーフティネットシステムの推進（総合相談支援体制の構築）	<ul style="list-style-type: none"> ○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決等を通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する体制を推進します。
各分野や各地域における地域課題の集約と課題解決の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢・児童・障碍（がい）等各福祉分野において地域生活を送る上での課題を集約し、課題解決に向けた取組を進めます。 ○地域の地区ブロック圏域等において、専門職が分野を超えて情報共有を行う体制を進めます。
生活困窮者自立支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施を促進することにより、生活困窮者自立支援制度の充実を図り、包括的な支援体制づくりを進めます。
専門職・民間事業所・行政向けの地域福祉に関する研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と協働し、地域から信頼される専門職と行政職を養成します。

宝塚市サーフティネット会議 概念図

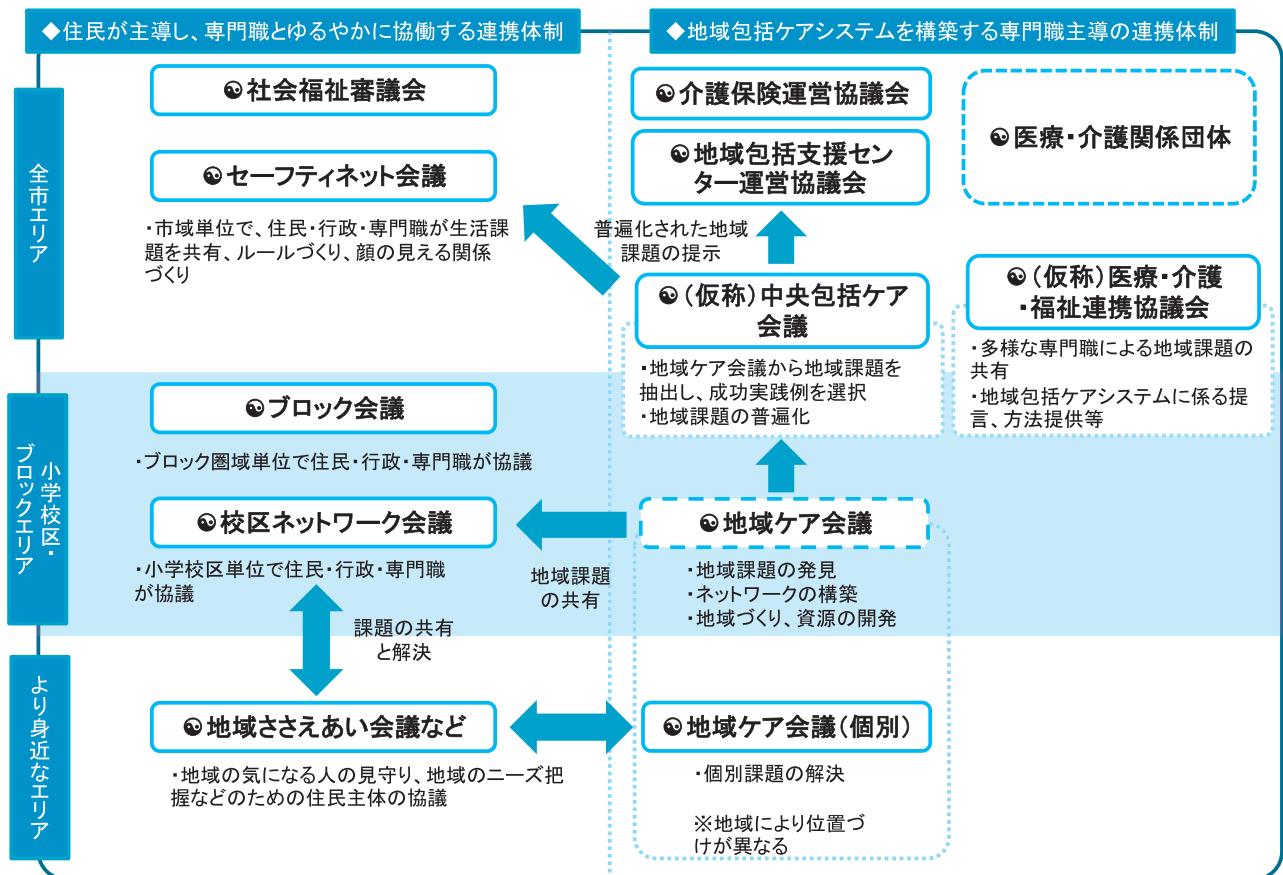
地域住民や関係機関の連携と、課題解決に向けた循環型ネットワークの形成
～生活困窮者自立支援制度だけに課題を留まらせない～



※宝塚市セーフティネット会議

地域で暮らしていく中で、生活上の課題を抱えているとき、その「困りごと」を地域の誰にも、どこの窓口にも、相談することができないことがあります。宝塚市セーフティネットシステム（P.41 参照）は、制度の狭間・複合多問題など、住民の抱える生活課題を「受け止める」ための総合相談支援のネットワークです。宝塚市セーフティネット会議は、その中心となる会議体で、市民団体、関係部局をメンバーとしています。生活困窮者自立支援制度や、各分野からの問題抽出と課題化を通して、地域課題の解決を図る循環型のシステムとしての会議運営を進めています。

セーフティネットシステムと地域包括ケアシステムの連携図



※宝塚市におけるセーフティネットシステムと地域包括ケアシステムの連携

本市においては住民・専門職による地域課題の把握と解決を図る仕組みとして、官民協働で各エリアにおける会議体づくりを進めています。各エリアでは住民が主導する会議、専門職が主導する会議がそれぞれ開かれており、エリア間、専門職－地域住民間の課題共有を目指しています。

本図は、本市におけるセーフティネットシステムと地域包括ケアシステムとの関係におけるものですが、他分野における関係構築についても、各当該分野における相談支援体制等の整備に応じて、適宜進めています。

7. 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化

■現状と課題

- 地域福祉を推進していく上で、本市では、隣近所・自治会といった小さなエリアから小学校区、全市域までを単位とした重層的な対応エリアを設定し、それぞれの役割や機能を設定するとともに、エリア単位で会議体を設け、課題や情報の共有が図られるように取り組んでいます。
- 専門職ヒアリングにおいては専門職と住民・地域との連携の難しさや様々な会議体があるものの、有機的につながっていないことなど、「連携」に対する意見が多くみられました。
- 住民が抱える問題や課題に対して、エリア単位による各主体のつながりをはじめ、組織・機関・団体間、地域と専門職、他分野間におけるつながりなど、課題解決に向けて、多様な主体が有機的につながることができる場や機会、仕組の拡充などに取り組む必要があります。
- 住まいをはじめ、生活や福祉、自立など、様々な課題解決に向けた有機的なつながりづくりは、地域福祉推進の基盤となるため、総合相談支援体制の構築・強化と同様に、マネジメント機能を明確にすることが重要です。

■主な取組

主な取組	内容
まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組	<ul style="list-style-type: none"> ○概ね小学校区をエリアとする地域自治を推進し、多様な主体の参画を促します。各まちづくり協議会による地域ごとのまちづくり計画見直しを支援します。 ○社会福祉協議会の支援を通じて、地域において多様な活動主体が参加し、まちづくりや地域福祉活動に関する情報交換や協議を進める場の整備を促進します。
地域包括ケア体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者分野を限定することなく、地域の多様な社会資源をはじめとした保健・医療・福祉の様々なサービスが効果的に提供される包括的かつ継続的な支援体制とともに、主体となる住民が参加できる環境整備に取り組みます。
社会福祉法人による地域貢献の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の居場所への専門職の参加や、地域住民の社会参加の機会の確保や就労等、社会福祉法人による地域活動への参加と地域貢献の促進を支援します。 ○社会福祉法人連絡協議会において、ネットワークを生かし、会員相互の情報交換を通じて地域貢献の具体的方策を検討することを支援します。
居住支援に取組むネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、市の住宅部局だけではなく、福祉部局、不動産関係業者や社会福祉法人等と横断的な連携を図り、居住支援に係る情報共有や取組みを進めます。

8. 権利擁護支援の強化

■現状と課題

- 平成 28 年（2016 年）5 月に成年後見制度利用促進法が施行され、認知症や知的障碍（がい）、精神障碍（がい）などにより判断能力が十分でない人の財産管理や、日常生活等に課題がある人を社会全体で支えあう仕組みの構築が求められています。
- 今後、権利擁護支援に関するニーズが高まることが予想されますが、市民アンケートにおいて、権利を守るための仕組みや機関に関する認知度は高いとは言えない状況にあります。また、現在は成年後見を必要としない状況であっても、病気や事故をきっかけに急に必要となる場合もあることから、事前に状況を整理しておくことも重要です。
- 市民の権利擁護支援に向けて、成年後見制度等の権利を守るための仕組み・機関に関する周知・啓発を積極的に進めるとともに、本人の状況に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業など多様な支援を地域で整備することが必要です。
また、権利擁護支援センターを中心に、地域活動の担い手や関係機関等が地域で円滑に連携することができるネットワークの構築・強化等に取り組む必要があります。
- 平成 28 年（2016 年）4 月、障害者差別解消法が施行され、障碍（がい）のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮を行うことを通じて「共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- 子どもや高齢者、障碍（がい）のある人への虐待、配偶者・恋人からの暴力などによる被害は後を絶たない状況にあります。
- 高齢者や障碍（がい）のある人、子ども等への虐待・暴力を防止するため、虐待が起こる前の予防的な対応や、虐待の早期発見・早期支援に向けた体制の整備を図る必要があります。

■主な取組

主な取組	内容
虐待・DV防止についての体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・早期対応を図るため、地域住民や関係機関に対し、虐待に関する広報・啓発を充実させます。 ○気軽に相談できる相談機関の充実を図るとともに、高齢者及び障害（がい）者虐待防止ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防、早期対応、再発防止に取り組みます。 ○虐待・DV事例に迅速かつ適切な対応ができるよう、職員の資質・専門性の向上を図ります。
権利擁護に関する体制の充実、普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○宝塚市権利擁護支援センターと連携し、地域住民や関係機関に対し、権利擁護に関する広報、啓発を行い、すべての人の人格と個性を尊重し、自己実現・自己決定を支援できる環境の整備を行います。 ○地域住民自らが、権利擁護に携わる人材となれるよう権利擁護支援者を育成し、さらには、成年後見制度を支える担い手になりうるよう、市民後見人の養成を行います。
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症や知的障害（がい）、精神障害（がい）等により判断能力が不十分な人に対し、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人の生活を保護・支援できるよう成年後見制度の利用促進を図ります。 ○成年後見制度の研修・啓発を行う際は、制度について丁寧に説明し、逆に対象となる人の権利侵害とならないよう、適切な成年後見制度の利用を促します。 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、関係機関や専門職団体と連携し、中核機関の設立及び協議会の設置に向けて、体制の整備を行います。
日常生活自立支援事業の推進（社会福祉協議会を中心とし、日常生活上必要な福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービスの手続きに支障がある人に対する支援体制を整備する。）	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症、知的障害（がい）、精神障害（がい）等により日常生活を営むのに支障がある人に対し、本人と契約を行い、宝塚市社会福祉協議会において、日常生活上必要な福祉サービスの利用援助、日常金銭管理サービスの手続き支援を行う。 ○日常生活自立支援事業を利用している人で本人との契約行為が困難となり、成年後見制度が必要な人は円滑に移行できるよう取り組みます。